

19. 小牧市

陳情事項	回答
【1】自治体の基本的あり方にについて	<p>①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるよう、より自治体の施策を進めてください。</p>
②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、市の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。	<p>③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)について、現行の基準を引き下げるなどなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。</p>
★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の納税額の縮減を目指し設定されたものです。高額滞納案件等への直接収納の効果及び滞納を許さない譲りの譲成と地域の納税秩序の確立を図る効果があり、市独自の未収金回収と合わせて、適切に事業処理を進めてください。	<p>★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の納税額の縮減を目指し設定されたものです。高額滞納案件等への直接収納の効果があり、市独自の未収金回収と合わせて、適切に事業処理を進めてください。</p>
★【2】福祉医療制度について	<p>①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せらず、存続・拡充してください。 現時点で縮小の予定はありません。</p> <p>②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。 平成20年4月から保険診療にかかる通院・入院の医療費無料制度を16歳年度末まで現物給付で拡充したことあります。</p> <p>③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の入院については、現在、県補助対象を拡大し全疾患病を対象としています。</p> <p>④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者医療費給付制度)の対象を拡大してください。 高齢者の方にも医療費を負担していくたやすくことは、必要であると考えます。後期高齢者医療費制度の対象拡大について、現在、県補助対象を拡大しひとり暮らし高齢者を対象者としており、さらなる対象者の拡大については、現在のところ考えしておりません。</p>

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。	
1. 安心できる介護保険について	
(1) 介護保険について	<p>①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、料の上昇が少しでも緩和されるような措置を講じました。また、所得段階を細分化し、所得が高くなつた方への配慮も合わせておこなつたところです。</p> <p>②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。</p> <p>★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。</p>
	<p>★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。</p> <p>★⑤特別差額老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなつてください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。</p> <p>⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もつて働き続けられるよう委託費を引き上げてください。</p> <p>⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。</p>
(2) 高齢者福祉施策の充実について	<p>★①高齢者が地域で生き生きと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。</p> <p>ア、ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。</p> <p>イ、高齢者や障がい者の外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。</p> <p>ウ、老人所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がはたきりにならぬ多面的な福祉施策を実施してください。</p> <p>エ、高齢期になつても住み続けることができるパリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。</p> <p>②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。</p>

<p>★ (3) 障がい者控除の認定について</p> <p>①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。</p> <p>②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申込書」を個別に送付してください。</p>	<p>現時点では、実施は考えておりません。</p>
<p>2. 高齢者医療などの充実について</p> <p>①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。</p> <p>②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。</p>	<p>後期高齢者については広域連合が一括して処理をしております。要望については広域連合に伝えます。</p> <p>国保については、現在、該当者へ個別はがきによる申請の制限を行っています。</p> <p>資格証明書は現在発行をしていません。短期保険証は、納付相談の機会を設けるため及び負担の公平性の観点から必要に応じ発行しております。</p>
<p>3. 子育て支援などについて</p>	<p>妊婦の無料健診制度については、平成21年1月27日以降、国の示した健診内容で、14回を実施しております。なお、産後健診については、現在のところ実施する考えはありません。</p>
<p>①妊娠婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。</p> <p>②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。</p> <p>③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。</p>	<p>・本町の認定基準は、生活保護基準の一部に市独自基準を加算して1.3倍した額を目安としており、現時点では変更を考えておません。</p> <p>・申請の受付は、従来から市教委事務局学校教育課の双方で対応しています。</p> <p>・申請手続きに民生委員の証明は不要です。</p> <p>・年度途中でも受付可能である旨、市HPや広報で案内しています。</p> <p>・支給内容は、予算範囲内で国の補助基準に準ずるようにしています。</p>
<p>④放射能被ばく子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。</p>	<p>現在のところ無料にする予定はありません。</p>
<p>⑤放送教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。</p>	<p>10月を目処に放射能測定器を導入予定。</p>
<p>⑥放射能被ばく子どもを守るために、必要な配備を設置してください。</p> <p>⑦女性、特に妊娠婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。</p>	<p>女性が避難所で生活をする際には、プライバシーの確保や着替え、授乳部屋など区画されたスペースを用意するなどの配慮が必要だと考えています。小牧市では災害時に備え、体育館等での避難生活におけるプライバシーの確保するため容易に組み立てができる間仕切りを240張、プライベートルームを10張備蓄しています。また、妊娠婦や高齢者など特に配慮が必要な方が避難をする場所として市内3箇所の福祉施設等を福祉避難所に指定しています。今後も東日本大震災での教訓や女性のニーズに合った支援ができるよう避難所の運営方法や備蓄物資の見直しに努めていきます。</p>

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。	訪問入浴サービス事業とコミュニケーション支援事業については特別利用料を無料としています。施設での食費・光熱水費については、所保状況を勘案し「特定障害者特別給付費」を支給しています。補装具及び日常生活用具の費用については、制度上は利用者負担額は1割（10%）ですが、小牧市では、利用者負担額の控減措置として半額（5%）を市単独で補助しています。
②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間に支給してください。	訪問系サービス、移動支援の支給時間につきましては、申請者の利用計画を聞き取った上で、サービス等利用計画等に基づき福祉事務所内で適正な支給決定を行っております。
③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。	移動支援の利用目的は、社会生活上必要不可欠な外出必不可少に係る外出、通常かつ長期にわたる外出であるため、通勤、営業活動等の経済活動への送迎は、通常から長期間にわたる外出に該当するため、利用することができます。保護者の入院等、緊急時には対応できる場合がありますのでご相談ください。
★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は厳格してください。当面、障がい者の介護保険にたいへん障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徵収をやめてください。	国の制度でありますので、本市独自の施策については考えておりません。
⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。	風水害、地震時の避難所として指定している施設は、建て替えや改修工事を行う際にバリアフリー化するよう努めています。
⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、現状の設備等の状況で個室対応は困難であるため、福祉避難所内では、バーテーションなどで可能な限り、個別化を図れるよう努めています。	現状の設備等の状況で個室対応は困難であるため、福祉避難所内では、バーテーションなどで可能な限り、個別化を図れるよう努めています。
⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようになりますとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉避難所での共有、県との共有を考えてください。	現在市で管理している「災害時要援護者登録台帳」につきましては、災害時に地域の自治会や民生委員などへの情報開示を可能としています。 また、女性特有のがん検診事業として特定の年齢に達した方を対象に子宮がん検診を実施する予定はありません。
6. 健診事業について	がん検診については、健康を自分で管理していただき意識を高めるためにも費用の一部を負担していただいておりますが、他市町村との均衡、財政負担の増加等のことから、現在のところ変更する考えはございません。なお、満70歳以上の方、非課税世帯の方には減免措置があります。また、女性特有のがん検診事業として特定の年齢に達した男女の方に對して大腸がん無料受診券を配布しております。 歯周病疾患検診については、成人歯科健診として、20歳以上の市民及び妊婦の方を対象に保健センターにおいては、成人口腔がん検診等を年12回実施しております。また、35歳、40歳、50歳、60歳、70歳の齧目の年齢の方は、個別医療機関での個別検診も無料で実施しています。 平成20年度から35歳を中心に行なうに40歳未満の市民を対象に無料で生活習慣病予防のためのヤング健診を無料で実施しています。
①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。	②40歳未満の住民を対象にした一般健康検査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようになります。	高齢者用肺炎球菌は、平成21年6月から1回限り5,000円の助成を実施しています。水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種については、平成23年10月から全額助成を実施しています。また、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種についても、現在のところ助成制度を設ける考えはありません。
8. 生活保護について	<p>憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害するとのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。</p> <p>②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。</p> <p>③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめめてください。</p>
【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。	1. 国に対する意見書・要望書
①消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。	国は制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えておりません。
②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無作年金・低年金の改革に役立つものにしてください。受給資格年限を縮め、安価化してくらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済ライド」を撤回してください。また、社会保険廃止の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。	意見書・要望書の提出は考えておりません。なお、国際の国庫負担の増額については、関係機関を通じて行っている上記「4. 國保の改善について」のとおりです。また、国民健康保険の都道府県単位化は、後期高齢者医療制度をすみやかに整え、元の老人保健制度に統合してくだがさない、医療保険の患者負担を軽減していくことを目標としています。

<p>④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。</p> <p>⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。妊娠健診の補助金を減額しないでください。</p> <p>⑥東日本大震災で明らかとなつた公立病院・公的病院の役割が充分発揮されよう、病院の純廃棄・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支払ってください。</p> <p>⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担実費負担サービス利用が大きく制限されることなどが明らかにされ、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。</p> <p>⑧H1-b、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の予防接種を定期接種としてください。</p>	<p>介護が必要な方に真に必要なサービスが提供される適正な介護保険事業が続けられるよう県下各市の動向をみながら判断していくたいと考えています。</p> <p>子どもたちの医療費無料制度を18歳年度末までの現物給付(窓口無料)化については、【2】福祉医療制度について②のとおりです。現物給付による子どもの医療費助成に対する国保の国庫負担金減額の廃止については、関係機関を通じ行っています。</p> <p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>	<p>後期高齢者福祉医療費助成制度は国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と必要と想えますので、意見書・要望書の提出は考えていません。</p>	<p>県下各市の動向をみながら判断していくたいと考えています。</p>	<p>県下各市の動向をみながら判断していくたいと考えています。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えていません。</p>
<p>①後期高齢者医療費対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を拡大してください。</p> <p>②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。</p> <p>③障がい者医療の精神障がい者の補助対象を、一般の病気にも広げてください。</p>	<p>後期高齢者医療費対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を拡大してください。</p> <p>子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。</p> <p>障がい者医療の精神障がい者の補助対象を、一般の病気にも広げてください。</p>	<p>後期高齢者医療費助成制度は国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と必要と想えますので、意見書・要望書の提出は考えていません。</p>	<p>後期高齢者医療費助成制度は国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と必要と想えますので、意見書・要望書の提出は考えていません。</p>	<p>後期高齢者医療費助成制度は国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と必要と想えますので、意見書・要望書の提出は考えていません。</p>	<p>後期高齢者医療費助成制度は国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と必要と想えますので、意見書・要望書の提出は考えていません。</p>	<p>後期高齢者医療費助成制度は国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と必要と想えますので、意見書・要望書の提出は考えていません。</p>	<p>後期高齢者医療費助成制度は国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と必要と想えますので、意見書・要望書の提出は考えていません。</p>	<p>後期高齢者医療費助成制度は国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と必要と想えますので、意見書・要望書の提出は考えていません。</p>	<p>後期高齢者医療費助成制度は国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と必要と想えますので、意見書・要望書の提出は考えていません。</p>

(2) 県民の医療を守るために	
①後期高齢者医療制度について	<p>ア、後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。</p> <p>イ、後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。</p>
②国民健康保険への県の補助金を増額してください。	<p>愛知県からは財政安定化基金から金額が広域連合に交付されており、間接的に健康診査事業への財政支援が配慮されていると聞いておりますので、意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。 △地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。	<p>補助金の額については、国・県が交付決定をしますので、原則、市の要求によつて金額が変わるものではありません。ただし、法改正時のシステム改修委託費用等について、市の負担が極力発生しないように特別調整交付金等、要求すべきものについては補助金等の交付要求をしていきたいと考えています。</p>
④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を開設してください。	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
⑤東海・東南・南海の三運動地図に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
⑥県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
⑦厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。	<p>看護体制7対1を確保する為、看護師は毎月採用試験を実施する事と併せ、合同病院聴聞会や病院見学会など多くに参加又は開催しています。また、離職者数を減らす為育児休業や短時間勤務、部分休業制度など整備していきます。また、院内保育所を活用により働きやすい環境を整えるように努めています。現在のところ、意見書・要望書の提出は考えていません。</p>
3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書	
①愛知県に健康診査事業への補助を行いうるに要請してください。	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
③保険料納入者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>
④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません。</p>